

県政さわやかタウンミーティング

平成25年2月5日

健康福祉部衛生課長

主催者	部局	健康福祉部	所属	生活衛生局衛生課					
開催日時	平成25年01月18日（金） 13時30分～15時								
会場	裾野市役所（裾野市）								
名称	県政さわやかタウンミーティング								
テーマ	食の安全推進のためのタウンミーティング								
開催目的	県の食の安全確保に向けた取組みを説明・情報提供するとともに、県民と意見交換を行い、相互理解を深める。								
参加者 ※主催者側の県職員の参加者は記入しない	一般消費者 24人 男 3人 女 21人								
対応者 ※県政タウンミーティング実施の手引の3に該当する者のみ記入	健康福祉部衛生課長 東部健康福祉センター衛生部長兼衛生薬務課長								
開 催 結 果 概 要									
開催方法 (方法・次第等概要)	1. 開会挨拶 2. 静岡県の食の安全確保に向けた取組みについての説明(1)「しづおか食の安全推進のためのアクションプラン」について(2)食品の放射性物質検査について(3)BSE対策の見直しについて(4)正しい食品表示のために 3. 意見交換 4.閉会								
意見件数	3件（担当事業 3件、担当事業外 0件）				発言者数	8人			
意見概要	<p>(質問) ・産直市等で販売されている加工食品は検査されているのでしょうか？ ・しいたけは全県的に放射性物質の検査はされているのでしょうか？ ・野菜類の残留農薬検査は継続して実施されていますか？等。</p> <p>(意見) ・施設の監視は事前連絡なしに抜き打ちでやってほしい。 ・良い情報も悪い情報も公開してほしい。 ・BSE全頭検査は、理由を消費者にわかりやすく説明すれば止めて良いと思います。</p>								
施策への反映の方向性	今後も積極的に情報提供を行い、意見を集約しながら施策に反映していく。								
企画運営担当	所属	健康福祉部生活衛生局 衛生課	担当者	足立 聰	電話	3708			

【平成25年1月18日東部地区開催】会場から出た質問・意見に対する回答

分類	内容	回答
質問	1 産直市等で、組合員が加工食品を売っているが、それについて検査はしているのでしょうか？	販売している場所ではなく、製造所へ行って抜き取り検査をしています。(衛生課)
	2 きのこ類は放射性セシウムが蓄積しやすいと言っていましたが大丈夫でしょうか。しいたけの検査は全県的にやっているのでしょうか？	しいたけは、全県下のものを検査しており、今年度検査して基準を超えたものはありませんでした。(衛生課)
	3 浅漬けの殺菌消毒方法について教えてください。	次亜塩素酸ナトリウム溶液(200mg/lで5分間又は100mg/lで10分間)あるいは75°Cで1分間の加熱を行ってください。(衛生課)
	4 食品表示のコメの原産地表示(米トレーサビリティ法)の徹底は図れているのでしょうか？	米トレーサビリティ法は国が販売店舗に立ち入って指導しております。昨年は法の周知期間であり、現在指導を徹底している最中です。法そのものに対する認識がまだ甘いと思うので、その場で改善させるよう指導していきます。(県民生活課)
	5 小山町や須走地区のナメコ等のキノコ類は食べても大丈夫でしょうか？	小山町の生きのこは出荷制限が指示されておりますので、採取はしないでください。また、現在、担当である林業振興課が今後の検査の実施について検討を行っております。(衛生課)
	6 お茶はセシウムの抽出効果が低いと聞いていますか？また、どんな方法で検査していますか？	お茶については、平成24年4月1日からの新基準の施行により、飲用する状態のものを検査しております。お茶は摂取頻度が多いと考えられるため、一般食品の基準である100ベクレル/kgではなく、飲料水と同様10ベクレル/kgが基準値となっております。(衛生課)
	7 放射性セシウムの土からの移行度について、植物別のデータはありますか？	データはありますので、検査品目の選定については、それも参考にしています(衛生課)。
	8 牛個体識別番号表示について、書り売りをしている小売店で表示がない店がありますが良いのでしょうか？また、複数個体の牛の肉がパックされているものはどのような表示が必要なんでしょうか？	各パックに番号の表示がなくても、店舗内に表示されれば良いことになっております。また、複数個体の牛の肉を1つのパックに詰めて販売する場合は、店舗内にそれら全ての個体識別番号が表示されれば良いことになります。(衛生課)
	9 国内の牛のBSE検査対象月齢が引き上げられるようですが、特定部位についても変わりますか？	特定部位である扁桃と回腸遠位部については、これまでどおり全頭について除去しなければなりません。また、それ以外の頭部、脊髄、脊柱については30ヶ月齢以下のものについては、管理されなければ流通が認められることになります。(衛生課)
	10 牛の舌は頭部に入るのでしょうか？	牛の舌は特定部位である頭部に該当しません。(衛生課)
	11 放射性セシウム検査も必要ですが、やはり野菜類の残留農薬が心配です。検査はしているのでしょうか？	農産物の残留農薬検査は、これまでどおり継続して実施しております。(衛生課)
意見	12 中国産の鶏肉の近辺を飛んでいたハエが死んだというような新聞記事を見ました。それから、中国では鶏に抗生素等を過剰に投与して肥育させるというような話を聞きましたが、そういうことはあるのでしょうか？	そんなことは考えられません。もしそのような事が事実であれば、国が検疫所や自治体に対し、検査を強化するよう求めているはずです。(衛生課)
	1 食品営業施設の監視について、事前に連絡してからではなく、抜き打ちでやってほしい。	衛生責任者に対応していただくため、事前に連絡して行く場合が多いですが、連絡なしに行く場合もあります。(衛生課)
	2 情報の公開について、良い情報も悪い情報も発表することが必要。	行政処分や食品の抜き取り検査結果等について、報道機関やHP等を通じて今後も積極的に情報を提供していきます。(衛生課)
	3 牛肉は特定危険部位を除去すれば安全だと思います。BSE全頭検査はやめても良い。理由を消費者にわかりやすく説明すべきです。	本県の牛のBSE全頭検査については、他の自治体の動向も踏まえ、県民の意見・理解を求めながら判断していくことにしております。(衛生課)